

議案第150号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいから、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月16日提出

一関市長 佐藤 善仁

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 取得の目的     | 医療用機器                                   |
| 2 | 取得の相手方    | 盛岡市愛宕町15番9号<br>共立医科器械株式会社<br>代表取締役 餘目義信 |
| 3 | 財産の種別及び数量 | 内視鏡検査装置 一式                              |
| 4 | 取得価格      | 20,977,000円                             |

財産の取得の理由等

1 財産の取得の理由

一関市国民健康保険室根診療所に設置している内視鏡検査装置を、老朽化により更新しようとするものである。

2 財産の内訳

名称	内訳	数量
内視鏡検査装置	(1) 内視鏡挿入形状観測装置（磁気を利用して体内に挿入したビデオスコープの位置を即時に確認するもの） (2) ビデオシステムセンター（ビデオスコープによる観測画像をモニターに表示するもの） (3) 4K UHD LCDモニター (4) 上部消化管汎用ビデオスコープ（挿入形状観測専用内視鏡） 2本（経口用、経鼻用） (5) 大腸ビデオスコープ（挿入形状観測専用内視鏡） 1本 (6) モービルワークステーション（装置専用設置台） (7) DICOMゲートウェイ（モニター上に表示している画像を取り込み、既存の電子カルテに転送するもの） (8) 内視鏡用送水ポンプ（ビデオスコープ挿入時に体内の粘液等を洗い流すためのもの） (9) その他関連部品等	一式

3 設置先 一関市国民健康保険室根診療所

4 現在設置している装置の写真



## 見 積 調 書

○契約の締結方法 随意契約	見積年月日	令和4年11月29日		
○随意契約理由 指名競争入札は原則として3者以上の指名としているが、岩手県内に本社又は営業所等を有し、「一般医療機器」、「内科用医療機器」又は「外科用医療機器」に登録があり、取扱いが可能な者が1者だったことから、当該1者から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約するものである。	立会人	下記見積業者		
○件名 室根診療所用内視鏡検査装置	納期	令和5年3月20日		
○納入場所 一関市国民健康保険室根診療所	予定価格 (税込額)	19,090,000	円	
	最低制限価格 (税込額)	-	円	
	見積金額 (税込額=契約金額)	19,070,000	円	
商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
共立医科器械株式会社	19,070,000			決定=契約の相手方